

令和4年

第10回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和4年9月30日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会



## 令和4年 第10回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和4年第10回阿賀野市農業委員会総会は、令和4年9月30日(金) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

### ○農業委員

1番 本田 充	2番 中村 孝幸	3番 齋藤 正人
4番 曾我 憲司	6番 上松 千恵	7番 本間 多佳子
8番 皆川 光浩	9番 阿部 萬紀夫	11番 菅井 茂
12番 渡邊 悟	13番 笠原 尚美	14番 小林 章男
15番 見尾田 正行		

### ○推進委員

1番 渡邊 聡	3番 圓山 徳明	4番 塩田 亨
5番 那須野 一吉	7番 小林 隆司	8番 伊藤 剛栄
9番 齋藤 広範		

3 欠席委員

○農業委員	5番 渡辺 隆	10番 齋藤 瑞穂	
○推進委員	2番 辻 繁雄	6番 五十嵐 和則	10番 長谷川 政男
	11番 松崎 学		

4 遅参委員 なし

5 早退委員 なし

6 会長の命により出席した者

事務局長	宮嶋 正憲
次長	大瀧 秀樹
係長	齋藤 恵
係長	野崎 耕一

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について
日程第5	報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について
日程第6	報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について
日程第7	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第8	議案第2号 事業計画変更の承認申請について
日程第9	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第10	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の

## 決定について

### 8 審議の結果は次のとおりである。

議長 (見尾田)	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和4年9月定例総会を開会いたします。</p> <p>その前に少しお話をさせていただきますが、先月総会時、私の健康管理の不行きとどきさで、欠席をさせていただきました。大変申し訳ございませんでした。深くお詫びを申し上げます。皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしました。とりたて笠原職務代理に関しましては、ありがとうございます。</p> <p>それでははじめます。</p> <p>只今の出席委員は13名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の欠席委員は5番 渡辺委員、10番 齋藤委員の2名であります。</p> <p>推進委員の欠席は、2番 辻推進委員、6番 五十嵐推進委員、10番 長谷川委員、11番 松崎推進委員の4名であります。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>9番 阿部委員、11番 菅井委員、12番 渡邊委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(「異議なし」の声)</p>
議長 (見尾田)	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、9番 阿部委員、11番 菅井委員、12番 渡邊委員にすることに決定いたしました。</p> <p>続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。</p> <p>会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(「異議なし」の声)</p>
議長 (見尾田)	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、宮嶋局長、大瀧次長、齋藤係長、野崎係長であります。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>野崎係長、お願いします。</p>
事務局 (野崎)	<p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。</p> <p>今月は4件です。</p> <p>契約内容は、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が2件、農用地利用集積計画の中間管理賃貸借権設定の解約が2件です。</p> <p>解約事由は、売買のための解約が、1ページの受付番号16番、18番、19番です。借り手体調不良により後日耕作者変更の解約が1ページ、受付番号17番です。</p> <p>そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。</p> <p>以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。</p>

議長 (見尾田)	<p>ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。 報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。 よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(「なし」の声)</p>
議長 (見尾田)	<p>質疑なしと認めます。 ご承知おきをお願いします。 続きまして、日程第4 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いします。</p>
事務局 (野崎)	<p>議案書の3ページをご覧ください。 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明をいたします。 受付番号5番、申請者は記載のとおりです。 土地の所在が籠田字中山(なかやま)、地目、台帳・現況がともに畑、地積が5,503㎡、これを含めまして合計2筆で5,859㎡です。新地目が雑種地です。 申請理由は、申請地は20年以上耕作しておらず、現地は山林状態で雑木・雑草が繁茂しており、隣地も同様で日当たりも悪い状態です。農地としての利用も困難であるため、農地台帳から除外をお願いするものです。 申請地の確認状況は、令和4年8月24日に農業委員4名と事務局3名で確認してまいりました。 申請地は、国道290号で分断され山や谷になっており、木々が生い茂り耕作できる状態ではありませんでした。農地として復旧するには、木の伐採・伐根・整地が必要で、極めて困難な状態であることが認められました。 農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地として、「その他の農地」の第2種農地と判断しました。 場所につきましては、4・5ページの位置図・案内図をご覧ください。 安田地区の脳神経センター阿賀野病院やあがの八雲苑から西側400mほどの位置になります。 6・7ページの更正図に申請地2筆を濃く塗りつぶして表示しております。これにつきましては、県の通達により事務局長専決による事務処理を行い、証明書を交付したことを報告いたします。 以上で報告第2号、農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明を終わります。</p>
議長 (見尾田)	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。 この案件につきましては、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の10番 齋藤委員が欠席ですので、事務局報告のとおりとさせていただきます。 報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。 よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>

(見尾田)	<p>ご承知おきをお願いします。</p> <p>続きまして、日程第5 報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>野崎係長、お願いします。</p>
事務局 (野崎)	<p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明します。</p> <p>事業完了届は2件あります。</p> <p>受付番号20番、転用事業者は記載のとおりです。</p> <p>土地の所在が上江端字興野前（こうやまえ）、転用面積は13筆で16,044㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。</p> <p>許可年月日及び許可番号が令和2年12月25日、阿農委第502024号、完了年月日が令和4年6月23日です。</p> <p>場所につきましては、10・11ページの位置図・案内図をご覧ください。</p> <p>水原地区、上江端集落の北側に位置しております。</p> <p>12ページの更正図をご覧ください。申請地を太線で囲み薄く塗り潰して表示されております。</p> <p>13・14ページには土地利用計画図・全体土地利用計画図を掲載しております。</p> <p>併せまして15ページをご覧ください。</p> <p>受付番号21番、転用事業者は記載のとおりです。</p> <p>土地の所在が上江端字興野前（こうやまえ）、転用面積は14筆で12,512㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。</p> <p>許可年月日及び許可番号が令和3年2月25日、阿農委第502037号、完了年月日が令和4年8月23日です。</p> <p>場所につきましては、16・17ページの位置図・案内図をご覧ください。</p> <p>水原地区、上江端集落の北側に位置しており、先ほどの受付番号20番の隣になります。</p> <p>18ページの更正図をご覧ください。申請地を太線で囲ってで表示しております。</p> <p>19・20ページには土地利用計画図・全体土地利用計画図を掲載しております。</p> <p>受付番号20番、21番につきましては、令和4年9月27日に現地確認をまいりました。埋め戻しは終了しておりました。基盤整備により、換地を行い、水路と農道が整備されており、来年の春、耕作前に新たな畦畔の設置を行い引き渡す予定となっております。</p> <p>どの段階を持って完了とするかは各市町村農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなしてまいりました。</p> <p>どちらも過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断しました。</p> <p>以上で報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明を終わります。</p>
議長 (見尾田)	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。</p> <p>この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いします。</p> <p>11番 菅井委員より、現地確認報告をお願いします。</p>
委員（菅井）	<p>11番 菅井です。</p>

9月27日午前、事務局の方と委員4名で現地確認してまいりました。この9ページの受付番号20番案件と15ページの受付番号21番案件は隣接している場所で、ともに事業完了届となっておりますので、一緒に説明させていただきます。埋戻しされ、表土も入っております。今年の作付けには間に合わなかったのですが、草の生え方から見ますと、7月ころには整地されていたと思われます。畦畔づくりはまだ土地改良区から換地の図面をもらっていないということで、もらい次第、来年の作付け前に、作付けに間に合うように畦畔を取り付けるそうです。以上です。報告です。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。  
現地確認報告が終わりました。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。  
ご承知おきをお願いします。  
続きまして、日程第6 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、ですが、この案件につきましては、日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、と関連がありますので、順番を変更し、議案第4号の審議の後に報告をさせていただきます。  
続きまして、日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。  
野崎係長、お願いします。

事務局  
(野崎)

議案書の25ページをご覧ください。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。  
今月の申請件数は、所有権移転が5件12筆、合計面積が3,159㎡、使用貸借権設定が1件29筆、合計面積が27,193㎡です。  
最初に所有権移転を説明します。  
受付番号15番、嶋瀬字村前(むらまえ)、地目、台帳・現況がともに畑、地積488㎡です。  
譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。  
契約の内容は、総額15万円での売買です。  
受付番号16番、次郎丸字浦林(うらばやし)、地目、台帳・現況がともに畑、地積295㎡を含めて3筆589㎡です。  
譲受・譲渡理由は「親族より受贈」と「財産処分」です。  
契約の内容は、贈与による所有権移転です。  
受付番号17番、小浮字諏訪野(すわの)、地目、台帳 畑、現況 田、地積44㎡を含めて2筆81㎡です。  
譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。  
契約の内容は、総額2万円での売買です。  
受付番号18番、沢口字ノゲ沢(のげざわ)、地目、台帳・現況がともに田、地積472㎡を含めて4筆1,707㎡です。  
譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。  
契約の内容は、総額256,050円での売買です。

受付番号20番、山口町一丁目、地目、台帳・現況がともに畑、地積153㎡を含めて2筆294㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

この案件は4月から農地法第3条の下限面積を引き下げたことによる農地の取得要件を満たしたものであり、取得者は家庭菜園として農地を利用したい旨計画書が提出されております。

続きまして26ページ、使用貸借権設定ですが、受付番号19番は農業者年金受給中のため再設定するものであり、説明を省略いたします。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第8 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局  
(野崎)

議案書31ページをご覧ください。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明いたします。



受付番号7番、当初計画者は記載のとおりで変更は有りません。

土地の所在が野田字諏訪野（すわの）、地目、台帳・現況がともに畑、地籍が48㎡、これを含めまして合計2筆で303㎡です。

当初計画の目的も、記載のとおりで変更は有りません。

事業計画変更の理由ですが、令和3年9月1日付け阿農委第503024号で許可を得て、作業を行う予定でしたが、仕事の合間をみて自分で作業を行うため、思うように進まなかったことと、設置物の大きさや位置の変更があったため、利用期間を令和4年10月31日まで延長をお願いするものです。えーと、工期を4年10月31日まで延長するものです。

期間の変更は記載のとおりです。

場所につきましては、32・33ページ的位置図・案内図をご覧ください。

安田地区、国道49号片町交差点から西側へ1.5km進んだ場所になります。34ページの更正図では太線で囲んで申請地を表示しております。

35ページの土地利用計画図をご覧ください。

こちらが新しい形の図になります。カーポートは当初、1台の幅が5.4m、奥行き5.4m、図面の下側に横長で自宅方向に出入りする予定でした。プレハブ倉庫は、この図面でカーポート1にあたる場所の予定でした。

それを図面のように、カーポート1台の幅が6.1m、奥行き5.5m、位置を縦長左側に置き、右市道方向に出入りするかたちに設置することになっています。プレハブ倉庫は市道に近い右側へと変更いたします。

位置変更による日照等周囲への影響も無いものと現地確認で確認いたしました。

以上で議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明を終わります。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の5番 渡辺委員が欠席でありますので、事務局報告のとおりとさせていただきます。

これから審議に入ります。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第9 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局  
(野崎)

議案書 37 ページをご覧ください。  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。  
受付番号 27 番、所有権移転による永久転用です。  
譲受人・譲渡人は記載のとおりです。  
土地の所在が飯山新字作場（さくば）、地目、台帳・現況がともに畑、地積 86 m<sup>2</sup>、これを含めまして、合計 2 筆で 157 m<sup>2</sup>です。  
転用目的は露店駐車場、資金計画は記載のとおりです。  
工事期間が令和 4 年 10 月 15 日から令和 4 年 12 月 28 日まで。  
農地区分につきましては、申請地は飯山新集落の住宅が連たんしている区域内にあり、第 3 種農地と判断いたしました。  
転用事由は、自動車販売業を営む会社の敷地では、社員の駐車場が手狭になったため、当該地を駐車場にするものです。  
場所につきましては、38・39 ページの位置図・案内図をご覧ください。  
笹神地区、国道 460 号と JR 羽越本線が交差する飯山跨線橋の北側に位置します。  
40 ページは更正図に申請地を濃く塗りつぶして表示しております。  
41 ページは土地利用計画図、排水計画図です。既存の駐車スペースとは別に一体利用の土地を含めて 9 台分増設する計画です。雨水については、勾配をつけて道路の側溝に流れる計画であります。  
続きまして、42 ページになります。  
受付番号 28 番、所有権移転による永久転用です。  
譲受人・譲渡人は記載のとおりです。  
土地の所在が城字腰廻（こしまわり）、地目、台帳・現況がともに畑、地積 2,182 m<sup>2</sup>です。  
転用目的は貸駐車場、資金計画は記載のとおりです。  
工事期間が令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで。  
農地区分につきましては、申請地は城集落の住宅が連たんしている区域内にあり、第 3 種農地と判断いたしました。  
転用事由は、申請者が隣接地で経営するアパートの駐車場が不足していることと、自身が経営する会社の車両置場も必要であり、会社に賃貸借するため当該地を購入して貸駐車場を建設するものです。  
場所につきましては、43・44 ページの位置図・案内図をご覧ください。  
京ヶ瀬地区、市役所京ヶ瀬支所や京ヶ瀬中学校の西側 300 m ほどの位置になります。  
45 ページは更正図に申請地を濃く塗りつぶして表示しております。  
46 ページは土地利用計画図です。アパートの駐車場 19 台分、会社への賃貸借で大型トラック 2 台、ダンプ 4 台、大型重機 4 台分を整備する計画です。雨水については敷砂利にすることで、自然浸透式にて排水する予定です。  
以上で議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。  
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。  
27 番案件について、2 番 中村委員より現地確認報告をお願いします。

委員（中村）

2 番 中村です。先ほど事務局からの説明のあったとおりです。排水計画等特段問題はありませんでした。みなさまの慎重な審議をお願いします。

議長  
(見尾田) ありがとうございます。  
28番案件についても、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の5番 渡辺委員が欠席であります。事務局の報告のとおりとさせていただきます。  
これから審議に入ります。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

委員  
(「なし」の声)

議長  
(見尾田) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員  
(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。  
ここで、説明員を交代いたします。  
  
— 説明員交代 斎藤係長 —

議長  
(見尾田) 続きまして、日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
斎藤係長、お願いします。

事務局  
(斎藤) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。  
全体の受付状況を申し上げます。  
今月の受付状況は、所有権移転1件、3筆、2,001㎡、賃貸借権設定2件、13筆、21,445㎡、農地中間管理権設定1件、16筆、10,968㎡となります。  
はじめに所有権移転の案件です。  
47ページをご覧ください。  
譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。  
なお、譲受人は、認定農業者です。  
また、台帳現況地目については いずれも田または畑のため、地籍を含め読み上げは省略させていただきます。  
それでは、左より受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。  
1番、上江端字上ノ山外2筆、2,001㎡、10a当り650,000円の売買です。  
次に、賃貸借権設定の案件ですが、更新案件となりますので、説明を省略させていただきます。  
続きまして農地中間管理権設定の案件です。  
はじめに、案件の期間については、令和4年10月8日から令和14年10月10日までとなっております。  
50ページをご覧ください。

1番 駒林字善四郎谷内外15筆11, 968㎡、使用貸借。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、農作業に常時従事すると認められること、利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第6 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

斎藤係長、お願いします。

事務局  
(斎藤)

報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

議案第4号で承認された農地中間管理権設定の農地等3件22筆、20,362㎡について報告します。

配分は1件、移転は2件となっております

はじめに、配分については議案書の21ページ2番となります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げは省略します。

令和4年11月29日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和4年11月30日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

続きまして、配分の移転については、22ページ3番から23ページ4番

までとなります。

移転後の開始は、令和4年11月30日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業、農用地等借受申出登録者です。

以上、報告を終わります。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。

ご承知おきをお願いします。

以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。

ご協力、誠にありがとうございました。

－ 14時07分終了 －



